

獅子島架橋基礎調査（可能性調査）業務委託

公募型プロポーザル手続等に関する説明書

長島町

【目次】

1	業務概要	1
2	担当部局	2
3	参加表明書	2
3-1	参加表明書の作成及び記載上の留意事項	2
3-2	参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法	4
3-3	説明書に関する質問の受付及び回答	4
4	技術提案書	4
4-1	技術提案書の提出者に必要な資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準	5
4-2	非選定理由に関する事項	6
4-3	技術提案書の作成及び記載上の留意事項	7
4-4	技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法	8
4-5	技術提案書を特定するための基準	8
4-6	技術提案書に関するヒアリング	9
4-7	非特定理由に関する事項	9
5	契約書作成の可否等	10
6	苦情申し立てに関する事項	10
7	関連情報を入手するための照会窓口	10
8	その他の留意事項	10

獅子島架橋基礎調査（可能性調査）業務委託
公募型プロポーザル手続等に関する説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、想定ルート抽出、橋梁概略検討、概算工事費の算出など、架橋建設事業の規模を把握するため、概略的な技術検討を行うこと、今後の調査検討の内容及び進め方を整理することを目的とする。

(2) 業務内容

本業務は、以下の項目について検討するものとする。

① 検討条件の整理

獅子島の現況と課題及び長島地域離島振興計画（獅子島）において獅子島架橋に期待されている具体的な役割などについて、現地踏査を実施したうえで整理する。

そのうえで、獅子島架橋が想定されるエリアにおいて、架橋実現に向けた可能性調査として検討が必要な項目について資料を収集したうえで整理する。

ただし、経済性調査（架橋整備の必要性、費用便益検討など）や自然条件等調査（気象、海象、自然、海事、漁業）については、既存資料の収集は実施するが今回の概略検討の対象としない。

② 地形・地質調査（概略検討レベル）

「沿岸海域基礎調査報告書（平成13年度国土交通省国土地理院）」などの既存の文献や地形・地質図を調査し、調査結果を比較・評価に反映する。

③ 交通量推計

現在の獅子島内の交通量や定期航路及び不定期航路の車両等の輸送状況を把握するとともに、獅子島架橋完成後の獅子島内の養殖業者などの交通需要予測も考慮したうえで、将来交通量を推計する。

④ 道路の基本条件の設定

将来交通量や道路の性格及び地域の状況等を踏まえ、本路線の基本条件を設定する。

⑤ 架橋ルートを選定

概ねのルートや道路構造などについて、②の既存資料や日本気象協会が所有するビッグデータ等を参考に、総合的な観点から複数案を比較・評価し、概ね1/25,000～1/50,000の縮尺図面で250m～1km程度の幅を持つ概略ルート（ルート帯）を選定する。

⑥ 橋梁形式等の選定（複数の型式案を比較検討）

概略ルートの海峡部における橋梁について、斜張橋など複数の型式案を比較検討する。併せて、陸上部の道路構造（土工・トンネル・橋梁）について概略検討を行う。

⑦ 概算工事費の算定

⑤で選定された複数の案について、過去の実績等をもとに数量を算定し、近年の物価高騰なども踏まえ、概算工事費を算定する。

⑧ 今後の調査検討の進め方

今後予定している経済性調査や自然条件等調査の内容や進め方について検討するとともに、新たな検討内容等があれば提案する。

⑨ 鳥観図の作成

選定されたルートに対し、鳥観図を作成する。

(3) 履行期間

履行期間は、契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

なお、本業務は、令和7年10月31日までの繰越を予定している。

2 担当部局

事務局：長島町役場 建設課

TEL：0996-86-1132（直通）

E-mail：kensetu@town.nagashima.lg.jp

3 参加表明書

3-1 参加表明書の作成及び記載上の留意事項

(1) 参加表明書の作成方法

参加表明書及び添付書類の様式は、様式-1～6によるほかは自由とするが、規格は全てA4版とする。提出部数は、正本1部、副本10部とする。なお、副本については、自社の企業名及び自社を特定できる情報は、一切記載しないこと。

(2) 参加表明書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書の提出者の実績	過去の国（公社及び公団を含む。）、都道府県又は市町村において実施した同種業務の実績について具体的に記載する。 なお、同種業務とは、支間長150mを超える海上橋梁の設計業務とする。 ・記載様式は様式-3とする。

<p>配置予定技術者の資格、実績及び手持ち業務の状況</p>	<p>予定技術者の経歴等について記載する。</p> <p>①予定技術者（管理・担当・照査）のそれぞれについて経歴等を記載する。</p> <p>②本業務以外のプロポーザル方式による業務での配置予定技術者として特定された未契約の業務がある場合は、手持ち業務の記載対象とし、業務名の後に「特定済」と明記するものとする。</p> <p>③手持ち業務の状況については、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額 500 万円以上の業務を記載とする。</p> <p>④担当技術者を複数配置する場合は、3名までとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－4 とする。 <hr/> <p>管理技術者の過去の国（公社及び公団を含む。）、都道府県又は市町村において実施した同種業務の実績について具体的に記載する。</p> <p>なお、同種業務とは、支間長 150m を超える海上橋梁の設計業務とする。</p> <p>また、記載する業務は、従事した際の技術者としての立場（管理、若しくは担当技術者）を記載すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－5 とする。 <hr/> <p>担当技術者は、道路・構造・土質・港湾など主要な部門の専門技術者を配置するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－5 とする。 <hr/> <p>照査技術者の過去の国（公社及び公団を含む。）、都道府県又は市町村において実施した同種業務の実績について具体的に記載する。</p> <p>なお、実績がない場合は記載しなくてもよい。同種業務とは、支間長 150m を超える海上橋梁の設計業務とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－5 とする
<p>業務の実施体制</p>	<p>本業務を担当する部署について次の事項を記載する。</p> <p>①担当部署名</p> <p>②当該部署の職員数（資格別職員数）</p> <p>③当該部署の職務範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は様式－6 とする。 <hr/> <p>企業内の連携状況について次の事項を記載する。</p> <p>①組織系統図（担当部署、連携部署を含めた組織系統図を作成すること。）</p> <p>②連携する部署</p> <p>③連携する業務内容</p> <p>④成果の内部チェック機能の体制</p> <p>⑤連携部署の職務範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・記載様式は自由とする。

(3) 業務実績を確認するための書類の提出

同種業務の実績として記載した業務に係る契約書の写し、成果品等の従事経験が確認できるものを提出すること。

なお、当該業務が（一財）日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報システム（以下「テクリス」という。）に登録されている業務の場合は、登録内容確認書又は業務カルテの写しを提出すること。

(4) 配置予定技術者の資格を確認するための書類

資格登録証明書の写しを提出すること。

3-2 参加表明書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

(1) 期限：令和7年2月4日（火）午後5時まで

(2) 場所：2に同じ

(3) 方法：持参、又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより期限までに到着するものに限る。）により提出すること。

3-3 参加表明書に関する質問の受付及び回答

(1) 質問は、文書（様式-11）を持参し、又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより受付期間の最終日の午後5時までに到着するものに限る。）、電子メール（着信を電話で確認すること。）により提出すること。

① 質問の受付先：2に同じ

② 質問の受付期間：令和7年1月14日（火）から令和7年1月21日（火）まで（持参する場合は、休日を除き、毎日午前8時30分から午後5時までに限る。）

(2) 質問に対する回答は、質問を受理した日から7日以内に質問者に対して電子メールの送付を行うほか、質問者以外の全ての参加者に対してホームページにより回答する。

4 技術提案書

4-1 技術提案書の提出者に必要な資格及び技術提案書の提出者を選定するための基準

(1) 技術提案書の提出者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

② 参加表明書の受領の期限の日から技術提案書の受領の期限の日までの間に、入札参加資格停止の期間がない者であること。

- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定を受けている者を除く。）。
- ④ 技術提案書の受領の期限の日から起算して過去に支間長 150m を超える海上橋梁の設計業務の実績を有する者であること。
- ⑤ 次の要件を満たす者を配置できること。

（管理技術者及び照査技術者が満たす要件）

次のいずれかの資格を有する者。

- ・ 技術士（建設部門：鋼構造及びコンクリート）
- ・ 技術士（建設部門：道路）
- ・ 技術士（建設部門：港湾及び空港）
- ・ RCCM（鋼構造及びコンクリート部門）
- ・ RCCM（道路部門）
- ・ RCCM（港湾及び空港部門）

なお、外国資格を有する技術者（我が国及びWTO政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はRCCM相当と国土交通大臣認定（総合政策局建設市場整備課）を受けている必要がある。

（管理技術者が満たす要件）

技術提案書の受領の期限の日から起算して過去に完了した次の業務の実績を有する者。

- ・ 支間長 150m を超える海上橋梁の設計業務

(2) 技術提案書の提出者を選定するための基準

評価項目	評価の着目点	評価のウエイト
参加表明書の提出者の実績	参加表明者について、以下の着目点より総合的に評価する。 ・企業の過去の同種業務の実績	20
配置予定技術者の資格、実績及び手持ち業務の状況	管理技術者の経験及び業務実施能力について、以下の着目点により総合的に評価する。 ・技術者資格の内容（技術士：10点、RCCM：5点） ・同種業務の実績の内容（業務内容と技術者としての立場） ・手持ち業務量	10 (5) 10 5
	担当技術者の経験及び業務実施能力について、以下の着目点により総合的に評価する。 なお、担当技術者が複数配置されている場合は、全員を評価し、点数の最も高い技術者に係る点数を、担当技術者の評価得点とする。 ・技術者資格の内容（技術士：10点、RCCM：5点） ・手持ち業務量	10(5) 5
	照査技術者の経験及び業務実施能力について、以下の着目点により総合的に評価する。 ・技術者資格の内容（技術士：10点、RCCM：5点） ・同種業務の実績の内容（業務内容と技術者としての立場） ・手持ち業務量	10(5) 10 5
業務の実施体制	当該業務の実施体制について、以下の着目点により総合的に評価する。 ・組織としての体制の状況 ・組織内の職務範囲の状況 ・組織内の内部チェック体制の状況	5 5 5

(3) 技術提案書の提出者は、5者を選定する。ただし、選定されることのできる者が4者以下となる場合はこの限りでない。

4-2 非選定理由に関する事項

(1) 参加表明書を提出した者のうち、技術提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨とその理由（非選定理由）を書面（非選定通知書）により、長島町長から通知する。

(2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日以内に、書面（様式は自由）を持参し、又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより受付期間の最終日の午後5時までに到着するものに限る。）、電子メール（着信

を電話で確認すること。)により提出して、長島町長に対して非選定理由について説明を
求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日
以内に書面により行う。ただし、他社の選定結果等については、回答しない。

(4) 非選定理由の説明請求の受付場所及び受付時間は、以下のとおりである。

①受付場所：2に同じ。

②受付時間：午前8時30分から午後5時まで

4-3 技術提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 技術提案書の作成方法

技術提案書及び添付書類の様式は、様式-7~9 によるほかは自由様式とするが、規格は
全てA4版とする。提出部数は、正本1部、副本10部とする。

なお、副本については、自社の企業名及び自社を特定できる情報は、一切記載しないこ
と。

(2) 技術提案書の内容に関する留意事項

記載事項	内容に関する留意事項
参加表明書の提出者の実績	3-1(2)参加表明書の内容に関する留意事項に同じ。
配置予定技術者の資格、実績及び手持ち業務の状況	3-1(2)参加表明書の内容に関する留意事項に同じ。
業務の実施体制	3-1(2)参加表明書の内容に関する留意事項に同じ。
業務の実施方針・実施手順・工程計画その他	業務の実施方針、実施手順及び工程計画について記載する。 その他、提案仕様書に対する意見や業務内容に対する代替案などがあれば記載する。 ・記載様式は様式-8とし、1枚とする。
技術提案	評価テーマは、以下の2項目とし、具体的に記載すること。 ①「当該地域の地形条件及び周辺環境・自然条件に配慮したルート選定の留意点」 ②「ライフサイクルコストの低減及び維持管理を考慮した設計の留意点」 記載様式は様式-9とし、文字サイズは10ポイント以上とする。 また評価テーマの記載にあたっては、1テーマにつき1枚に記載すること。

(3) 業務量の目安

本業務の参考規模は、25,000,000円(税込み)を想定している。

(4) 参考見積書の提出

技術提案書に記載する内容を踏まえて、本業務に係る参考見積を提出すること。
参考見積の取扱いは、技術提案書の評価に用いるものとする。

(5) 作成に用いる言語等

書類の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

(6) その他提出する資料

民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者は、民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法の規定による更生計画認可の決定の写しを提出すること。

4-4 技術提案書の受領の期限並びに提出の場所及び方法

(1) 期限：令和7年3月7日（金）午後5時

(2) 場所：2に同じ。

(3) 方法：持参、又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより期限までに到着するものに限る。）により提出すること。

4-5 技術提案書を特定するための基準

(1) 技術提案書を特定するための評価項目等は以下のとおりである。

評価項目	評価の着目点	評価のウエイト
参加表明書の提出者の実績	4-1 (2) 技術提案書の提出者を選定するための評価項目に同じ	同左
配置予定技術者の資格、実績及び手持ち業務の状況	4-1 (2) 技術提案書の提出者を選定するための評価項目に同じ	同左
業務の実施体制	4-1 (2) 技術提案書の提出者を選定するための評価項目に同じ	同左

業務の実施方針 実施手順 工程計画	業務の実施方針等について、以下の着目点より総合的に評価する。 ・業務の実施方針 業務理解度（目的・条件・内容） その他（業務に関する知識、有益な代替案、重要事項の指摘等） ・実施手順 ・工程計画	10 10 10 10
技術提案	評価テーマに関する技術提案について、以下の着目点より総合的に評価する。 ・的確性 ・独創性 ・実現性	40 40 40
プレゼンテーション	プレゼンテーションの結果について評価する。	40

(2) 特定された者に対しては、特定された旨を書面により通知する。

4-6 技術提案書に関するプレゼンテーション

(1) 以下のとおりプレゼンテーションを行う。

①実施場所：長島町庁内会議室

②出席者：管理技術者、担当技術者又は照査技術者

(2) プレゼンテーションの日時、留意事項等は、別途通知する。

(3) プレゼンテーション時の追加資料は、受理しない。

4-7 非特定理由に関する事項

(1) 提出した技術提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨とその理由（非特定理由）を書面（非特定通知）により、長島町長から通知する。

(2) 上記（1）の通知を受けた者は、通知した日の翌日から起算して7日以内に書面（書式は自由）を持参し、又は郵送等（書留若しくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものにより受付期間の最終日の午後5時までには到着するものに限る。）、または電子メール（着信を電話で確認すること。）により提出して、長島町長に対して非特定理由について説明を求めることができる。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる期間の最終日の翌日から起算して7日以内に書面により行う。ただし、他社の評価結果等については、回答しない。

(4) 非特定理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は、以下のとおりである。

①受付場所：2に同じ

②受付時間：午前8時30分から午後5時まで

5 契約書作成の要否等

長島町ホームページにある委託契約書により契約書を作成するものとする。

6 苦情申立てに関する事項

(1) 本手続における技術提案書の提出者の選定、技術提案書の特定その他の手続に不服がある者は、長島町に対して苦情を申し立てることができる。

ただし、不知及び不明を理由とした苦情を申し立てることはできないものとする。

(2) 上記の連絡先は以下のとおりとする。

長島町 建設課

電話番号 0996-86-1132 (直通)

7 関連情報を入手するための照会窓口

2に同じ。

8 その他の留意事項

(1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 受領期限までに参加表明書を提出していない者及び技術提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、技術提案書を提出することができない。

(3) 参加表明書及び技術提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 参加表明書及び技術提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された参加表明書及び技術提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して入札参加資格停止措置を行うことがある。

(5) 提出された参加表明書及び技術提案書は、返却しない。

- (6) 提出された参加表明書及び技術提案書は、技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定以外の目的のために提出者に無断で使用することはない。
- (7) 参加表明書及び技術提案書は、受付期間終了後の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 参加表明書及び技術提案書に記載した配置予定技術者は、変更することができない。
ただし、病休や死亡、退職等のやむを得ない理由により、同等以上の技術者であると発注者が認めた者に変更するときは、この限りでない。